

○那珂川市子育て支援推進協議会設置条例

(平成 23 年 3 月 30 日条例第 12 号)

改正 平成 25 年 10 月 2 日条例第 29 号平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号

(設置)

第 1 条 この条例は、那珂川市における総合的な子育て支援施策の推進を図るため、那珂川市子育て支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査及び協議する。

- (1) 那珂川市次世代育成支援地域行動計画の策定に関すること。
- (2) 那珂川市次世代育成支援地域行動計画及び子育て支援施策の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項に掲げる事務を処理すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、10 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 1 人
 - (2) 福祉、保健・医療又は教育等子どもの健全育成や子育て支援に関わる者 7 人
 - (3) 市民 2 人
- 2 前項に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月2日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。